

市川市

いつも新しい流れがある 市川



農業委員会だより



令和元年度農地利用状況調査の様子

明けましておめでとうございます

平田	石井	石井	武藤	大滝	梶尾	農地利用最適化推進委員	石井	宇田川	伊藤	石橋	石田	岡本	宮内	小川	石井	三橋	農業委員
秀行	克己	喜美江	晃	與鷹	彌一		文夫	忠好	公亮	弘嗣	まよこ子	好夫	純一	治夫	利和	弘	

農業委員・農地利用最適化推進委員一同



あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

日頃より農業委員会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、早いもので、本年7月には農業委員と農地利用最適化推進委員の3年間の任期満了を迎えます。

農業委員会では、「農地等の利用の最適化の推進」が必須用務として位置付けられ、遊休農地の発生抑制や解消、農地利用の集積・集約化に取り組んでいるところです。

しかしながら、まだまだ課題が多く、継続していくことの重要性を改めて痛感しております。

引き続き、農業委員会へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝とご多幸をお祈りして、新年のご挨拶いたします。

農業委員・農地利用最適化推進委員 募集!!

募集期間 令和2年1月20日から同年2月19日

募集人数 ①農業委員 10名
②農地利用最適化推進委員 6名

任期 ①令和2年7月20日から令和5年7月19日まで
②委嘱された日から令和5年7月19日まで

応募方法 「推薦」と「自薦」があります。応募の詳細については、「募集要領」をご覧ください。募集要領及び応募様式は、1月中旬頃から分庁舎C棟2階農業委員会事務局、大柏出張所、国分窓口連絡所等で配布いたします。また、市のHPからもDLできます。



ポイント 1 家族経営協定を結べば、国庫補助を受けて最高で1万円の自己負担で2万円の積立てが実現！

ポイント 2 農業者年金は「終身年金」ですので、長い老後をしっかりとサポートします！

ポイント 3 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象！

ポイント 4 農業経営の状況に応じて保険料は自由に選べる！

ポイント 5 運用益は非課税！



農業者年金に
加入しませんか

農業経営改善を

サポートします

令和2年度認定農業者等を募集

認定農業者制度は、市の基本構想に基づく農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫により、経営の改善を進めようとする計画を市長が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を行うものです。

認定基準は？

1. 計画が市の基本構想に照らして適切なものであること
2. 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
3. 計画の達成される見込みが確実であること

認定の手続きは？

1. 経営規模の拡大に関する目標（作付け面積など）
2. 生産方式の合理化の目標（機械・施設や新技術の導入など）
3. 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳など）
4. 農業従事の様態等に関する改善の目標（休日制の導入など）

※詳しくは農業振興課
☎（フー）ー4ーまで



農地の法定手続きについて

1. 相続や包括遺贈により農地を取得した場合
→ 農地法第3条の3による届出が必要です
2. 特定遺贈により農地を取得した場合
→ 農地法第3条の許可が必要です
3. 農地のまま売却や貸付する場合
→ 農地法第3条の許可や農業経営基盤強化法の利用権設定等が必要です
4. 農地を自ら農地以外に転用し活用する場合
→ 農地法第4条の許可または届出が必要です
5. 農地を農地以外に転用することを前提に貸付や売却する場合
→ 農地法第5条の許可または届出が必要です



貸農園の開設は手続きを！

農家でない一般住民等を対象に、レジャーや生きがいづくり等を目的に、農地を貸し付けるいわゆる「貸農園」については、手続きをしないと違法となり、厳罰を受けることがあります。

まだ手続きをしていない方は、至急ご相談ください。

詳しくは、市役所農業振興課（☎上記参照）まで。

※毎週金曜日発行 購読料月七百元 【送料・税込】	暮らした農業経営に役立つ話題、 情報など週刊にてお届けします。 非常にわかりやすく、読みやすい農業の専門紙です。 ので、この機会にぜひ一考下さい。		全国農業新聞
	購読のお勧め		全国農業新聞

表紙について

農業委員会では、農地の耕作状況を把握するため、毎年利用状況調査を行っております。

調査の結果に応じ、所有者等に対して利用意向調査を実施し、「自ら耕作する」、「農地中間管理事業を利用する」等、今後の農地の利用の意向を確認いたします。

表紙は、令和元年10月に実施した、農業委員・農地利用最適化推進委員・市職員による合同調査の様子です。

農地を適正に管理し、貴重な資源を後世に残しましょう。

わたしたちで農地を守りましょう!

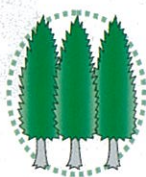
違反転用を発見したら最寄りの農業委員会へ
※違反転用とは、農地法の許可を受けずに農地を農地以外のものにする等をいいます。



農地は無断で転用できません。
市街化区域内では届出、
市街化調整区域では許可が必要です。



住宅・店舗を建てたい



農地に樹林したい



駐車場・資材置場にしたい

こんなときは農業委員会へ

ストップ! 違反転用

農地は無断で転用できません。

市街化区域では届出、市街化調整

区域では許可が必要です。

違反転用とは、農地法の許可等を受けずに農地を農地以外のものにする等をいいます。

農地の所有者を含めて違反転用者には厳しい措置が規定されています。

編集後記

新年明けましておめでとうございます。平素は農業委員会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。私は、農業委員として二期六年の間お世話になりました。都市近郊農業は、様々な問題を抱えておりますが、その反面多種多様の幅を持った環境であります。法律などにより拘束されることは多いですが、一方では守られていることも考えて欲しいと思います。

自由な活動をするためには義務を果たさなければなりません。義務を果たさなければ自由は得られない。何か悩みや問題があれば、何でも農業委員にご相談いただき、みんなで解決していきましょう。

小川 治夫

編集／発行 市川市農業委員会
住所 市川市東大和田一丁目
二番十号(分庁舎C棟2階)
電話 047(712)5063
農業委員会だより編集委員
三橋 弘 石井 利和
小川 治夫 石田 まさ子



これまでの「農業委員会だより」が市公式Webサイト
検索農業委員会でご覧になれます。